**平成２７年（フ）第２２０号**
大津市陽明町５番13号
債務者　清水　和美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２３８号**
滋賀県野洲市小篠原1145番地１　ディアスイーデン101号
債務者　木津二三子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２４１号**
大津市大萱１丁目16番28号　シルキーハイツ阪源302、前住所滋賀県栗東市大橋５丁目10番５－101号
債務者　橋本　宗明
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２４２号**
滋賀県高島市新旭町太田2180番地39
債務者　庭井　園子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第８９号**
鳥取県米子市旗ヶ崎７丁目15番20号　203号
債務者　秋枝まどか
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２７年（フ）第５６３号**
広島市西区中広町１丁目18番28―711号
債務者　武田　寿子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５７３号**
広島市中区鶴見町14番３―503号
債務者　＠Ｎ２（アットエヌツー）こと　田中尚美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１０１号**
山口県下関市稗田北町13番19号
債務者　今永　拓朗
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地２―404号）
債務者　野口　重光
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２７年（フ）第５２号**
福岡県三潴郡大木町大字上八院742番地７
債務者　志牟田春人（従前の氏名志牟田沙弥加）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２７年（フ）第２２２号**
佐賀市高木瀬町大字長瀬1245番地１
債務者　野口　久枝
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２４３号**
宮崎市和知川原３丁目116番地
債務者　田崎　**廣**忠
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３３号**
長野県茅野市玉川3909番地１　原田神之原荘１　ホ号
債務者　平塚　秋信
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第４２号**
長野県岡谷市川岸上２丁目12番８号
債務者　西郷　君子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第５４号**
長野県下伊那郡喬木村1254番地１　ピアーズたかぎⅡ101
債務者　永井　三則
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２７年（フ）第５７号**
長野県飯田市長野原700番地34　（シーニックハイツささきイ号）
債務者　熊谷　浩子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２７年（フ）第６２号**
長野県飯田市松尾代田639番地１（サンヒルズセンチュリー101号）
債務者　工藤　泉美（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部